

「キャリアアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の対象者指定に係る手続きについて

1

「指定研修対象者名簿」が届いたら、必要に応じて(1)～(3)の手続きをお願いします。

- (1) 名簿に記載されている対象者を確認し、変更がある場合は、各届を電子申請で提出してください。
(この名簿は、前年度の対象予定者調査票の回答を基に作成しています。)

事例	提出書類	提出
他に対象者がいる	指定研修追加願（様式第42号）	締切り 4月17日(水)
名簿に名前があるが、すでに研修を修了している	指定研修削除願（様式第43号）	
前年度、対象予定者調査時に「猶予予定」と回答した対象者とは別に、猶予者がいる	指定研修猶予願（様式第40号） (注) 調査時に「猶予予定」と回答した場合提出の必要はありません。	電子申請で行う

- (2) 次の指定研修の対象者がいる場合、選択する研修講座の受講を電子申請で申し込んでください。
※学校行事と重ならないことを確認した上で、4月25日(木)までに申し込んでください。

キャリアアップ研修Ⅰ	特別支援学校「教師力向上研修Ⅳ」(必須)
キャリアアップ研修Ⅱ	義務「現代的な諸課題への対応」(必須)
	義務「選択研修Ⅲ」(総セを希望する場合)
	高校「選択必修研修」(少なくとも1日は、必須)

- (3) キャリアアップ研修Ⅰ(義務)の「全体研修A(5/27)・B(5/28)」、キャリアアップ研修Ⅱ(義務)の「全体研修A(5/16)・B(5/17)」、キャリアアップ研修Ⅱ(高校)の「教職研修ⅠA(5/16)・B(5/17)」には「事前課題」と「持ち物」があります。
キャリアアップ研修Ⅲの「キャリアアップ講座A(9/2)・B(9/3)」には「準備品」があります。
上記の講座を含め、研修の詳細は「研修の手引」に記載されていますので、受講者にお伝えください。
※指定された日程が学校行事等と重なり、出席できない場合は、次頁【その他の手続き】を参照し、所定の手続きをしてください。

※「手引」「事前課題」は、当センターホームページよりダウンロードしてください。事前課題は、記入したものを持参してください。(受講者に必ず連絡してください)

2

5月中旬、学校別受講決定通知書が届きます。(1)～(2)の対応をお願いします。

- (1) 受講講座と受講日を確認し、受講決定状況(受講の可否)を対象者に伝えてください。
- (2) 指定研修対象者に合わせて、「キャリアアップ研修Ⅱ対象者カード(評価案)」及び「キャリアアップ研修Ⅰ計画書(案)」、「キャリアアップ研修Ⅱ計画書(案)」、「キャリアアップ研修Ⅲ計画書(案)」を、所管教育委員会(義務)または特別支援教育課(特別支援学校)、学びの改革支援課(高校)に所定の期日までに提出してください。(「手引」参照)

【その他の手続き】 ※各様式は長野県総合教育センターHPにあります。

事例発生時に、まず長野県総合教育センター教職教育部長（0263-53-8804）へご連絡ください。

○年度途中で指定研修を継続することができなくなった場合

⇒ 校種ごとの下表に沿って、提出書類をご提出ください。

校種	義務	特別支援学校	高校・県立中学校
提出書類	指定研修休止願 (様式 44)	指定研修休止願 (様式 44)	指定研修休止願 (様式 44)
	指定研修報告書(休止者用) (様式 11)	指定研修報告書(休止者用) (様式 11)	指定研修報告書(休止者用)※ (様式 11)
提出先	所管教育委員会	特別支援教育課	学びの改革支援課
提出部数	3部	1部	1部

※キャリアアップ研修Ⅰで高校教諭の対象者は、指定研修休止願(様式44)のみ提出。

○休止していた指定研修を再開する場合

⇒ 指定研修再開願(様式45)を、校種ごとの下表に沿って、ご提出ください。

校種	義務	特別支援学校	高校・県立中学校
提出先	所管教育委員会	特別支援教育課	学びの改革支援課
提出部数	3部	1部	1部

○指定研修を休止していた対象者が異動した場合(義務のみ)

⇒ 異動前の所属校の校長は、指定研修休止者異動届(様式46)を、異動前の所管教育委員会へ3部提出してください。

○学校行事や健康上の止むを得ない事由等で、研修を欠席する場合(研修講座を欠席、または期日の変更をする場合)

⇒ 総合教育センターで実施する研修講座(特別支援学校キャリアアップ研修Ⅰ 教師力向上研修Ⅳ・義務キャリアアップ研修Ⅱ 現代的な諸課題への対応・義務キャリアアップ研修Ⅱ 選択研修Ⅲ・高校キャリアアップ研修Ⅱ 選択必修研修を含む)の欠席・遅刻・早退は、**指定研修の欠席・遅刻・早退に係る電子申請の手続き**を行ってください(その際、電子申請送信直後の画面から出力可能なPDFファイル【様式第60号】を出力し、所属校で保管してください)。また、代替研修については、後日担当者から連絡します。

手引・様式については、長野県総合教育センターホームページよりダウンロードしてください。

トップページ>「研修/生徒実習」> キャリアアップ研修Ⅰ
キャリアアップ研修Ⅱ
キャリアアップ研修Ⅲ を選択してください。

キャリアアップ研修Ⅰの対象者の確認方法**対象者となる者**

平成11年度以降に教諭等として採用された者のうち、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。(複数回の採用がある場合は、1回目の採用年度を判断基準とする)

- (1) 採用から5年目以上になる教諭等(採用からの年数に、育児休業等のいわゆる除算は適用しない)主に令和2年度新規採用者
- (2) 令和5年度のキャリアアップ研修Ⅰにおける猶予者
- (3) 令和5年度までのキャリアアップ研修Ⅰにおける休止者
- (4) 平成11年度以降に、長野県又は他県で教諭又は養護教諭・栄養教諭として採用された後、一旦退職し、再度本県に教諭又は養護教諭・栄養教諭として採用された者のうち、令和5年度において在職期間の合計(退職前の在職期間を含む)が5年以上となり、当該研修を受講していない者ただし、高校においては、退職前の教諭経験が3年以上の者は除く

キャリアアップ研修Ⅱの対象者の確認方法**対象者となる者**

平成6年度以降に教諭等として採用された者のうち、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者。(複数回の採用がある場合は、1回目の採用年度を判断基準とする)

- (1) 平成27年度に採用された者(令和6年度に採用から10年目に達する者)
- (2) 令和5年度の調査で【R6年度実施予定】と回答した者(令和6年度に採用から11年目の者)
- (3) 令和5年度のキャリアアップ研修Ⅱにおける猶予者
- (4) 令和5年度までのキャリアアップ研修Ⅱにおける休止者
- (5) 平成6年度以降に、長野県又は他県で教諭又は養護教諭・栄養教諭として採用された後、一旦退職し、再度本県に教諭又は養護教諭・栄養教諭として採用された者のうち、令和5年度において在職期間の合計(退職前の在職期間を含む)が10年以上となり、当該研修を受講していない者

キャリアアップ研修Ⅲの対象者の確認方法**対象者となる者**

採用から20年目になる教諭等。(採用からの年数に、育児休業等のいわゆる除算は適用しない)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 臨時的に任用された者
- (2) 他の任命権者が実施する研修で、キャリアアップ研修Ⅲと同等の研修を受けた者
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者
- (4) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案してキャリアアップ研修Ⅲを実施する必要がないと認める者
- (5) キャリアアップ研修Ⅱ(旧10年経験者研修/中堅教諭等資質向上研修)が修了していない者
- (6) 昭和49年4月1日以前生まれの者
- (7) その他、県教育委員会が認めた者